## 通知預金

1 . 商 品 名	通知預金
2.販売対象	法人および個人
3.期間	定めなし(ただし、7日間の据置期間が必要です。)
4.預入方法	
(1)預入方法	一括預入
(2)預入金額	5万円以上
(3)預入単位	1円単位
5.払戻方法	解約日の2日前までの通知により、一括して払い戻します。
6.利息	
(1)適用金利	毎日の店頭表示の利率を適用します。<変動金利>
	金利については窓口でお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。
(2)利払頻度	
	解約時に一括して支払います。 
(3)計算方法	付利単位を1万円とした1年を365日とする日割計算
7 . 手 数 料	なし
8.付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とと
取扱い	もに払い戻します。
10.その他参考と	・利息については、個人の方は20%の分離課税、法人は総合課税の対象となります。
なる事項	・平成25年1月1日より復興特別所得税(0.315%)が追加で課税されます。
	・預金保険の対象となりますが、「決済用預金」と異なり1金融機関1人あたり、預金
	保険の対象となっている他の預金等と合算して元本1,000万円までとその利息額
	までしか保護されません。
11.当行が契約し	一般社団法人全国銀行協会
ている指定紛	連絡先  全国銀行協会相談室
争解決機関	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(平成29年5月8日現在)